

川口市監査告示第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年 3月26日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

学校教育部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか ウ 金融機関への払込は遅延していないか
(3) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか

	イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日

5 監査の実施期間

令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 2 月 28 日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

[庶務課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 授業料等の使用料
- (イ) 奨学資金貸付金回収金

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 学校記念行事助成金等の補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 新川口市立高等学校アリーナ棟建設工事監理業務等の委託契約
- (イ) 市立小中学校校務用 P C 人事異動対応分等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[学務課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 放課後児童クラブ等の使用料
- (イ) 少年自然の家一般利用者食事代・暖房料等の雑入

イ 支出事務

- (ア) メンタルヘルスカウンセラー講師等の報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 施設小破修繕

ウ 契約事務

- (ア) 放課後児童クラブ業務等の委託契約
- (イ) 貸切観光バス等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[指導課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 過年度返還金雑入

イ 支出事務

- (ア) 部活動指導員報酬
- (イ) 教育相談支援員報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 音楽鑑賞教室等補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 障害児童送迎タクシー等の委託契約
- (イ) 校外行事・映像学習バス借上等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[学校保健課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 給食センター使用料
- (イ) 学校給食費等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 学校医等の報酬
- (イ) 川口市結核対策委員会委員等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 学校給食用賄材料費
- (カ) 学校保健会補助金

ウ 契約事務

- (ア) 給食調理等の委託契約
- (イ) 自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[川口市立高等学校]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 授業料等の使用料
- (イ) 定時制高等学校夜食費雑入

イ 支出事務

- (ア) 非常勤講師報酬
- (イ) スクールカウンセラー報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 給付型奨学金（高校在学時・大学進学時）等の補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 校舎棟機械警備等の委託契約
- (イ) 電子計算機器等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収納事務について

指導課の過年度返還金雑入の収納事務において、事務の執行が川口市会計事務規則どおりに行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

2 使用料及び雑入について

川口市立高等学校の使用料及び雑入において、川口市会計事務規則に定める期限までに収納金が払い込まれていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

第3 意見

1 修繕料について

学務課の施設小破修繕において、随意契約ガイドラインに基づく契約が徹底され

るように取り組まれない。

2 委託契約について

学務課の委託契約において、随意契約ガイドラインに基づく契約が徹底されるよう取り組まれない。

3 委託契約について

学校保健課の委託契約において、随意契約ガイドラインに基づく契約が徹底されるよう取り組まれない。

4 備品管理について

川口市立高等学校の備品管理において、川口市財産規則に基づく管理が徹底されるよう取り組まれない。

5 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。